

平成 23 年第 1 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 23 年 3 月 17 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美
書記 佐藤 ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、6 名であります。 定足数に達しております。 これよりただちに本日の会議を開きます。 (10 時 00 分)
議 長		本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長		日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定により、議長において 2 番高橋さん、4 番堂場さんを指名いたします。
議 長		日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求め ます。
4 番堂場議員		堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 第 1 回村議会定例会の追加議案の提案に関し、議長から諮問があり ましたので、これに応じ 3 月 17 日午前 9 時 00 分より議会運営委 員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協 議いたしました。 その結果、会期については、追加提出案件の状況などを考慮し検 討した結果、3 月 18 日までとし、会期日程については、お手元に配 付したとおりといたしました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議 事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議 長		委員長の報告が終わりました。

議

長

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

日程第 3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承ください。

議

長

日程第 4、一般行政報告を行います。

一般行政報告は文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

村

長

岡出村長

それでは一般行政報告の口頭説明をさせていただきます。

お手元に平成 23 年東北地方太平洋沖地震について資料を提出してございます。

1 番の地震の概要につきましてはお目通しを願うものであります。

2 番目の更別村の対応であります、①から次のページの⑥までにつきましては既に説明のものもございましてお目通しを願うものであります。

⑦でございますが第 3 回災害対策応援本部会議を 3 月 15 日 9 時より開催いたしまして、ここに書いてある通りであります情報収集の結果、救援物資を送ることが可能な状況となりましたことから、可能な限り早期に救援物資を送り込むことといたしたところであります。続いて応援部隊として職員を順次送り込むことといたしたところでございます。

⑧の宮城県の情報につきましてはお目通しを願うものであります。

⑨の実動開始でございますが、救援物資の輸送出発は 3 月 18 日午前 9 時に役場前を出発することといたしたところでございます。警察、陸運、道の許可等を受けての出発となるものであります。

更別運輸の 20 トントレーラーをチャーターいたしまして運転手をつけて借り上げをする、それに職員 1 名を同乗させて送り込むものといたしたところであります。

送り込む内容につきましては東松島市の副市長及び課長からの要望に応える形で準備をさせていただきました。内容につきましては水 900 ケース、10.8 トンとなるものであります。レトルトカレー 200 ケース、6,500 食、米 600 キロ、毛布 216 枚、ポテトチップス 20 箱、トイレットペーパー 30 箱、ティッシュペーパー 30 箱、電池 1,900 本他となっております。

この救援物資の中に帯広市から水 60 ケース、1,440 本の提供があ

		ります。それからマルハニチロ北日本からシーフードカレー2,175食の無料提供、更にはビーフカレーにつきましては半額提供ということでご支援をいただいております。
		他、村民からタオル等の提供等の申し入れがあるところでありまして、今般トレーラーを満載にして出発をしていきたいと考えております。こうした緊急の災害応援に係る費用といたしまして、急ではございましたけれども、平成22年度一般会計補正予算をお願いするものでございます。
議	長	よろしく願い申し上げまして口頭説明といたします。 これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	お諮りします。 日程の順序を変更し、日程第14、議案第40号、平成22年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件を先に審議したいと思います。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第40号、平成22年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件を先に審議することに決定しました。
議	長	日程第14、議案第40号、平成22年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第40号、平成22年度更別村一般会計補正予算(第6号)でございます。 第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,221,602千円とするものであります。 歳入歳出予算の総額に変更はございませんけれども、既定予算総額の中で調整するものでございます。 歳出の5ページをお願い申し上げます。 款2総務費、項1総務管理費2,444千円を追加するものであります。その内訳といたしましては、目1一般管理費におきまして10,835千円を追加するものでございます。内容といたしましては9の旅費、1,464千円の追加、この旅費につきましては今回、救援物資を緊急

に送り込むことといたしたところでございますが、その救援物資を送るために職員をつけていく、それから後発隊として順次 4 人編成で 2 組送り込みたいということでございます。そのための旅費であります。11 の需用費につきましては 7,468 千円を追加するものであります。今般、東松島市の要望に応える形で水を中心といたしました物資の購入費として計上したものであります。今般、第 1 班として行きますけれども、現地到着において更に東松島市と協議をして本州内で調達出来る物についてはトレーラーを配置をして現地購入をして送り込むことといたしておりますために、多少予算を多く見ているところであります。13 の委託料につきましては 1,663 千円でございます。これにつきましては 20 トントレーラーを現在のところ 8 日分見てございまして、運行に係る経費、フェリー、高速道路の利用料等、諸経費を含めて予算化するものであります。14 の使用料及び賃借料につきましては 240 千円、これにつきましては職員が現地に入りましてレンタカーを借りることが出来れば借りて行動したいということで予算化をさせていただくものであります。目 10 の財政調整基金につきましては 8,391 千円の減であります。これにつきましては 3 月 9 日の定例会におきまして補正予算第 5 号としてお認めをいただいたところでございますけれども、積み増し分の 7,417 千円を含みます積み増しを今般、取りやめまして財源とするものでございます。

款 14 の予備費につきましては 2,444 千円の減であります。

年度末となりまして、今のところ村においては執行予定がないことから予備費を減額して救援物資の購入等に充てるということの内容であります。

先程も申し上げましたけれども、既定予算内でこれらの財源を産み出したために歳入の補正予算はないところでございます。

よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

1 番 赤津さん

1 番赤津議員

今、それぞれ支援について村長から心温まる話が出たのですが、これは第一次として考えていいのか。それともまたこの後 2 次、3 次と考えているのか。

それと村民が善意で何か送りたいという時には村できちんと対応というか、まとめるというか、そういったことを考えているのか。村がお世話をするというか、少なくとも運賃くらいは持ってあげるとか、そのような考え方を持っているのか。

議 村	長	岡出村長 今般の予算につきましては、平成 22 年度 3 月いっぱいですので 4 月以降につきましては順次、協議の中で決めていきたいと思っております。救援物資の善意に関しましても私どもは受けていかなければならないし、そういうものにつきましては東松島市と相談をしながら対策会議の中で決定をして決めていきたいと思っております。これからある程度長期戦になるのではないかと思いますので東松島市の要望に応える形で進めてまいりたいと思っておりますのであります。
議 1 番赤津議員	長	1 番 赤津さん やっぱり組織でそういう気持ちを持っている人がいますので、それをまとめ役という立場で行政で、せっきくの善意なので組織の名前とかを上げたいという方もいますので、多分役場はやってくれるだろうねということを住民の皆さんにも話した経緯があるものですから、ひとつよろしく願いいたします。
議 村	長	岡出村長 温かい善意のある方が多く、話を寄せていただいているところであります。既定の組織の中でやっているわけですが、これは役場内にチームを作って対応しなければならないと思っておりますので今後、早急に煮詰めて対応してまいりたいと思っております。
議	長	他に質疑はありませんか。 (ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 40 号、平成 22 年度更別村一般会計補正予算（第 6 号）の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 5、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。 1 番 赤津さん 第 1 回定例会にあたりまして質問をしたいと思いますのであります。 今回、私は 3 つ項目を出しております。

1 つ目から行きたいと思います。

元気なまちづくりといういたって簡単なタイトルですが、中身は濃いと思います。

人口問題が 1 番元気なまちづくりには関係あります。

自分達の住んでいる生活圏、つまり人口の現状を正しく認識することから、まちづくりは始まるのではないだろうかと思っているわけであります。

そして行政が何よりも青息吐息の財政状況では地域の経済は活性化しません。

おかげさまで更別村は地方公共団体の財政健全化、これは 19 年から始まっておりますが、結果といたしましては大変、健全化判断比率が良くなっておりますので、この点は心配ないのかなと思っているわけですが、人口問題に入りますが、現状分析として過日、2010 年の国勢調査の速報値が発表されております。北海道の人口は 5,507 千人、5 年前より約 12 万、2.1%減少しております。その減少幅は過去最大であります。特徴としては私なりに見たところありますが、世帯数が増えて過去最高になっているのに、1 世帯あたりの人数が減っているという妙な現象であります。そして札幌市への一極集中が更に進んだということと、道内 179 市町村のうち人口が増えたのは 16 市町村で、その中に更別村が入っております。2%の増で 3,393 人、67 人が増えております。そして 1,274 の世帯、世帯数も 84 伸びております。

小さな村がこうして輝いていることは、私は小さくても貧しさはイコールではないということが立証されたのではないかと思っているわけであります。

岡出村長、更別村の速報値を見て、人口が増えた要因は何か。そのことについて村長の見解を求めたいと思っております。

元気のある更別村のためには、何より人口の減少を食い止めることに尽きることであります。そこでそのためにどういうふうにしたら人口が減らなくなるのかなということを私なりに考えてみましたが、その結果として私は 4 つ上げました。

1 つ目は更別村の基幹産業、農業の現状と将来の発展をどう見るか。

2 つ目は間違いなく減少傾向にある人口の対策をどう捉えるか。

3 つ目高齢化社会の現実化とそれに伴う支出の増大が著しく増えます。これをどう対応するか。

4 つ目は国がやってくれるだろうということで、依存心を払拭しなければなりませんので、特に大きな地震があると国の流れという

のは見ての通りであります。これから自分達でやらなければいけないところをはっきり示されたなと思っているところでもあります。

以上 4 項目上げたわけですが、まちづくりの対策として、今年は統一選挙、村長選挙、議員選挙もあります。

そのようなことで 2 期目の出発であります。

是非、特色ある更別村の村づくりをしていくために、どのように考えているのか、対策、ご見解を求めたいと思っております。

よろしくお願いします。

岡出村長

赤津議員のご質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問の中にありましたように、平成 22 年 10 月調査の国勢調査の速報値につきましては、3 月 9 日の本会議において一般行政報告のとおり、更別村においては前回の平成 17 年調査から人口で 2%増の 3,393 人、世帯数で 7%増の 1,274 世帯となり、人口の増加率といたしましては全道の市町村で 8 位の増加率となったところでもあります。

また道内の国勢調査の状況につきましては、議員の見たとおりと私も思っているところでもあります。

増加の要因につきましては、基幹産業の農業の安定化から離農が少なく、後継者の定着並びに農村部の出生率が高く推移をしている、その中でコムニの里、小規模特養の開設、マルハニチロ北日本の事業拡大、医療、子育て環境の充実並びに民間賃貸住宅の整備、宅地分譲等から通勤者の転入も増えたと思っているところでございます。

このようなことが増加の要因と捉えているところでございます。

そこで人口減少を食い止め、元気なまちづくりについてのご質問の 1 点目、村の基幹産業である農業の現状と将来展望をどう見るかであります。

私は更別村の農業は長きにわたる農業者のご努力と関係機関の技術指導の積み重ねによって十勝を代表する農業になったと思っております。

しかしながらここ数年、国からの経営安定対策交付金や農業共済によって更別村の農業は 100 億農業とはなってはございますが、現状の農業形態のままではこれ以上の生産の上積みは難しいものと判断をいたしております。

ご承知のとおり更別村の農業形態はおよそ畑作 7 割、酪農畜産 3 割となっておりますけれども、これまでの推移から酪農、畜産部門

が徐々に減少傾向にありまして、今日 TPP 問題を抱え、また安心安全の農業推進からは酪農畜産部門の必要性を再認識し、この部門の生産性の向上を図らなければならない、更に野菜類の生産を伸ばすことが大事だと私は思っております。

このため、土づくりや自給飼料の確保、コントラクター、TMR センターへの支援、村営牧場運営への検証、家畜防疫の強化、畑作有畜化の推進、更にはかんがい用水利用の農業等を進めなければならないと思っております。

また、地元生産農産物の付加価値をつけていくことが特に重要と思っております、帯広市が先導し、十勝フードバレー構想の推進を現在行おうとしてございますけれども、更別村におきましてもより農・商・工・学が連携をいたしまして、更別の食産業づくりを進める必要があると思っております。

農業団体、地元食品会社、農業高校や畜産大学とより連携をして、地産地消化の推進、更別ブランド作りの研究と推進、また新作物の栽培研究や導入を図っていく必要があります。

さらに農業関連の新たな企業起こしや農業の法人化を進めて経営の多角化を図り、新たな雇用を生み出すことが重要でもあると考えております。

今後の展開といたしまして、こうした取り組みに対し、また挑戦的な意欲のある農業者に対して村の財政的な支援を含めて惜しんではならないと思っております。

こうした積極的な展開によって、更別村は近年の国際的な食糧事情や急激に発展する途上国の近代化、躍進等から考えて将来とも必要にして重要な役割を果たしていく、果たさなければならないと固く信じて農業の振興に努めなければならないと思っております。

2 点目の間違いなく減少傾向にある人口の対策をどう捉えるのかについてであります。

日本の現在の人口構造と推計からも、また各種データからも人口の減少は避けられなく、更別村におきましても社会情勢から、今後、徐々に減少するものと思っております。

その中で可能な限り減少を食い止めて、多少減少しても総合計画のテーマにありますように、いつまでも住み続けたいまちづくりを推進し、住民が住んでよかった、安心して暮らせる、更別はいいというようにしなければならないし、またそうしなければ転入もしてこないわけであります。

そのためには次のようなことを必要と思っております。

す。

マルハニチロ北日本に働く労働者の定住化を更に積極的に行うこと。

上更別のグループホーム元気の里の整備を図り、介護職員を含めて、定住化を図ること。

1 点目の中でもお答えを申し上げましたけれども、農業関連において雇用の拡大を図るとともに、その雇用者の対策を行うこと。

高規格道路、平成 24 年度更別インター開通を機会として、住宅建設支援を講じ、村内住宅を促進すること。

村内の住宅状況を判断する中で新住宅団地造成計画づくりを考える必要があること。

魅力的なまちづくりに市街地の活性化事業を推進し、交流人口も増やしていくこと。

医療環境、子育て環境、教育環境づくりを進めて安心して住民になってもらう環境を作ること。

こうした対策なくして人口減少を食い止めることは出来ないと思っています。

3 点目の高齢化社会の現実化とそれに伴う支出の増大にどう対処するかについてであります。

健康にして長寿は長きにわたり求めてきたものであります。

これを社会のお荷物と捉えることは是非避けていきたいものであると思っています。

この高齢化社会を社会で支えるためには行政のあり方もハード重視からソフト重視へとシフトしなければ財政が持たないことは明白な事実であります。

そして今後とも増え続ける高齢化対策費について、地方財政の限界もあるとあります。

そこでまずは医療、介護費といったものを極力抑えるために高齢者の方がいつまでも元気で活躍を願わなければならないわけであり

ます。

村の福祉、健康、介護、医療部門、教育委員会の社会教育事業と更に連携を図り、いきいき健康づくりを進めなければならないと思っています。

幸いにいたしまして、更別村の国保医療費につきましては全道最低レベルの低さであります。

健康にして活躍されておられる方が多い証拠でありますことから、私は出来れば 80 歳まで健康にて活躍された高齢者の方につきましては引き続き健康に活躍していただくためにもパークゴルフ場や

福祉の里温泉の利用を無料にして大いに利用していただくことも必要ではないかと思っているところでございます。

国では、また主婦の年金問題が社会的大きな問題となっておりますけれども、毎年1兆円を超える社会保障費増加の中で少子高齢化社会における社会保障制度というものを、冷静に国民的議論を深めて確立していくこと、また国民に協力願うものは求めていくという、こうしたことが重要であると思っているところであります。

その議論において社会保障財源確保の観点から、更にこの度の大震災の復興財源といたしましても消費税アップ議論は必要であると私は思っているものであります。

4点目の国が何とかしてくれるといった依存心をどう払拭するのかのお尋ねであります。

村におきましては、自分の村、地域は自ら守り豊かにしていくといった協働の村づくりを推進しておりますが、更なる推進に住民の理解のもと努めなければならないと思っております。

そして最も重要と思いますのは、行政に携わる私を始め、役場職員ひとりひとりが現在の国の破綻財政が必ず地方財政に影響してくることを認識しなければならないということであります。

ここ数年、緊急経済対策等から地方交付税を含め各種交付金の増額措置を受けたため、地方財政は一息をついた状況にありますが、見方を変えますと、これとて今後の財政運営が厳しくなるという見方をしなければならないところであります。

私は昨今、職員にはこうした厳しい現実を再三説明をいたしまして、特に今後の財政運営のために出来る限り有利な借金、過疎債の活用と基金等の積みましを図るように、無駄の削減、事務事業の検証を指示してまいったところであります。

基金の積立額が多いのではないかという意見もいただくところでございますが、進む少子高齢化社会の対応、基幹産業の農業を始めとした村産業の振興を図って特色ある、また魅力ある村づくりを自ら健全財政を保ち推進するには一般会計予算規模程度の積み立ては必要と考え、村政を執行してまいったところであります。

おかげさまで村債と基金のバランスから厳しい情勢の中にも新たな発想、新たなニーズにある程度応えられる財政構造になったと思っております。

以上、ご答弁といたします。

1番 赤津さん

全般にわたり熱意のある村づくりの熱い思いが伝わってきたわけでありまして、感謝をするわけであります。

議長
1番赤津議員

人口のことにつきましては、私もあの新聞を見て良かったなと思ったのと同じように村長もまた同じ気持ちがあるからこそ、そういった今のコメントをいただいたのだなというふうに思っております。いずれにしても札幌があれだけ大きくあるからまた人口が止まったというふうに思っているのです。都市があるということは、それだけ何と言っても市場がしっかりしているとか人材もいるとか力があるという点が力点なのでそのことを今度十勝に変えると帯広市がそういう分野になるのです。ですから帯広市とのつながりが十勝においては大事ではないかと思えます。人口の面については都市間の連携を強化して更にお互いに利用するのだという気持ちが是非これから大事な要素ではないかなと思っております。やっぱりベットタウンのことだとか、福祉の里のことだとか、全部帯広市と連携することにおいてメリットはまだまだ出ると思っております。是非そういったことで実効性のある対策というか、そこが鍵なのだとすることをしっかり示していただいて職員一丸となっていきたいと思っております。農業についても地震の時で TPP がトーンダウンしていますが、私はこのことについては日本経済の発展からいくと国際化は絶対大切だと思っております。ただそれにするのにどうしても農業の説明も手立ても何もしないで即やるということについては考えなければいけないなと思うのですが、最終的にはそういうものはぜったいに本当の意味の十勝の農業をあれするには、国際化は大事ではないかなと思っております。後程、このことについても村長にもう 1 度答弁をいただきたいと思えます。それから 3 つ目の高齢化の現実の支出の増大ですが、更別村は民生費が 533,000 千円が今年の民生費の予算です。これは 20% となると大変なのです。この辺になると村の財政はなかなか大変な運営になるということを言われております。ですから更別村は今 15.6% ですから、まもなくそういう数字に近くなるなと思っております。それは分け方にもよりますので一概には言えませんが、頭の中に入れて欲しいなと思っております。

村長は消費税についても話していましたが、これからどういうふうになるか見通しも甘いというか、つかないというか、そういうことが起きるような気がしております。そんなことで財政の分野で地方に口では分権だとは言っているけれども、現実には全くまだまだ特に財政の移譲が出来てきていないと私は思っております。ですから自助努力を一生懸命やっても限界があると思っているわけでありまして、是非これから地方からの意見を吸い取るような意見を村長あたりが町村会あたりでどんどん言って何も知らない雲の上のよう

議
村

長
長

な話をぽんと出されてもどうにもならないということをしっかり申し上げて欲しいなと思っていますところであります。

TPP は大事なことなので、そのことについて見解を求めたいと思います。

岡出村長

TPP につきましては、私は今後、農業の分野におきましても国際化が進むことは社会の流れからいってある程度進むことは避けられないと思っていますところであります。

しかしながら、今の日本の農業の情勢からいって、これが急に切り入れられることにつきましては本当に大きな打撃を受けるわけでありまして、現段階では認めることが出来ませんし、まずは日本の農業の確立が先行すべきものだと思っていますところであります。現に今般、東北地方の大震災が起きた中にあれだけ日本は食糧が足りていると言いながらも米がない、食べ物がない、水がないとなった時に想定して日本の国の食糧を確保するというものをきちんとしていかなければならないし、更別村の場合はこうした役割を担っていることと思っていますところであります。そして日本の農業の大切さを国に訴えてまいりたいし、またこの中で更別農業は自らの形で守り、発展させていくということが必要だろうと思っております、財源問題も絡んでくるわけでありますけれども、現在、道営畑総については更別村におきまして財政的なこともございますけれども鋭意取り組むことといたしているところであります。これが次期となりますと財源の問題から取り組んでいけないことが出てきますので出来るところからやっていきたいと思っていますところであります。申し上げたいことはたくさんあるわけですが、論点から外れてしまいましたら困りますので以上、答弁とさせていただきます。

議

長

1 番赤津議員

1 番 赤津さん

最後の質問になりますが、先程の村長の答弁の中で付加価値とブランドというものを作らなければいけないということを申しおりました。まさしくその通りだと思っております。元気なまちづくりについては地域ブランドの話がよく出るのですが、私はこのことについては本当のブランドを作るためにはその町の歴史を考えるということなのです。更別村は歴史がまだ浅いですから、あれこれと声は上がるのですが、歴史をしっかり見つめることは子どもに関係あるのです。今の子供達に更別村に何を残していったらいいか、語り継いでいったらいいのかという簡単なことなのですが、それがキーポイントなのです。ですからそのことを教育も含めて何とかブランド作り、目先のお金のことばかりではなく、その辺から是非ブランド

作りにこだわっていただきたいなと思っています。なぜならば残そうとする力は自分達の町の誇りになります。住む人が誇りを持つというところには必ず訪問者は来ます。その訪問者は必ず情報とお金を使ってくれますので、そこで是非学校や子どもとよく話し合う場を作るとか、高齢者の求めるような集会だとかで何気なく更別村の残すものは何かというテーマのもとで、更別村は陸、海、空に1番近い町村でもありますので、どんなことでも考え方によっては利用出来ると思いますが、産業の面からでもそのことについて一丸となってお年寄り、子どもを含めた論議をしていただきたいと思っています。交通機関の便利さは必ずしもまちは元気になるとは思っていません。そのことについて高速道路とブランド作りについて最後に村づくりの考え方としてお考えを述べていただきたいと思っています。

岡出村長

更別村の素晴らしいところをいくつもあるわけです。

農業の規模にしても金時、小豆の生産量、品質も日本一だと思っておりますし、健康の面におきましては医療費から推計いたしますと北海道の中でもトップクラスの健康な村であると私は思っているところでありまして、そういうことを私たち自身が認識をして自信を持っていかなければならないと思っていますところです。そういうところから長く自信を持った活動がブランド作りに寄与していくのかと思っていますところでございます。まず更別村の場合はこれまでピーアールが不足していることは否めない事実でありますので全村あげてのピーアール作戦を展開しなければならない。そして特産品作りと言いましても現在獲れている素晴らしいものを特産品にしていかなければならないと思っていますところでございまして、先般大阪に行ってまいりましたが、赤福のお土産がものすごい売れている。それから羽田空港ではとらやの羊羹が売られている。それは全部北海道から持ち込んだ小豆を主として作っているわけでありまして、私は本当にこういうものは悲しいことだと思っていますところでありまして、何とか更別村で生産されたものは更別村で加工して出て行く、こういう仕組み作りをしていかなければならないと思っています。そのことが帯広市長の公約にもなっているフードバレー構想につながっているのだと思っていますところでありまして、これは帯広市と何でも一体となってやっていくということではなくて、帯広市と連携し、更別村の良さを伸ばしていくという取り組みが必要だと思っていますので、これは多くの方がそういう信念を持ってとりかかれば私は必ず実現出来るものと思っていますところでありまして、そうすれば商工にも波及するものだと思っていますところであ

議 長
議 長

1 番赤津議員

議 長
村 長

ります。

以上、答弁とさせていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

(10 時 55 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(11 時 10 分)

1 番 赤津さん

次に 2 つ目の質問をしたいと思います。

公共活動が安心して出来る全村民対象の保険の導入について提案したいと思います。

地方の時代が加速しています。

自主自立を目指す自治体が増えております。

自分達の街は自分達で守るためにもどうしても住民の協力を得る機会が増えてきます。公共性の高い村主催のイベント、ボランティア、スポーツ、文化活動など、それぞれの活動をする中で発生する事故や怪我、災害を想定し、村が保険会社に申請、保障をし、全村民 3,393 名対象の損保の加入であります。

是非提案したいと思います。

公共活動の安心を支援することは一歩前進した協働の街づくりかなと思っております。

岡出村長の前向きな見解を求めたいと思います。

岡出村長

2 点目のご質問、公共活動の安心に全村民対象の保険の導入についてであります。

全国的な人口減少や少子・高齢化が進む中であって、行政と地域住民、NPO 企業等との協働、連携による地域の絆を深め、活力ある地域づくりが今まで以上に重要となっているところであります。

こうした中で、第 5 期更別村総合計画においても住民自治の意識を尊重し、住民主体の活動や地域活動を促進する、協働で感動するまちづくりを基本目標に掲げて取り組みを進めているところであります。

幸いに、本村におきましてはイベント開催、ボランティア活動、スポーツ・文化活動など、各方面において、多くの住民の方のご理解とご協力により積極的な活動が取り組まれており、それぞれの分野において輝かしい成績を修められて、更別村の活力への一つとなっていることは、ご承知のとおりであります。

こうした中で、村主催等による行政活動につきましては、活動中の怪我や損害を補償するべく全国町村会総合賠償補償保険に加入しているところであります。

この保険は、村が所有・使用・管理する公共施設の瑕疵や村が行

議長
1 番赤津議員

う業務の過失に起因する損害賠償に対して、保険金が支払われる制度であります。

また、この町村会保険で対応できない部分などを補う保険といたしまして、公共施設の維持管理を行っている、住民協働活動や村主催の生涯学習活動などにおいては、民間保険会社の賠償及び傷害保険に加入し万が一の場合に備えているところであります。

一方、住民の方などによる地域活動につきましては、活動している個人や活動団体の責任において、補償・賠償保険に加入していただいている活動もございますが、やむなく無保険で実施している活動も見受けられるところであります。

村では、先に申し上げました、協働で感動するまちづくりに向けて、今後とも住民の方のご協力のもと、活動の促進と拡大をお願いしたく考えているところであり、安心して公共活動を担っていただくためには、各種の地域活動に対応可能な保険加入や加入手続きの一元化などにより地域活動を側面から支援することも必要と考えております。

議員からご提案がございました公共活動中に発生する事故や怪我等への対応として、全村民を対象にした保険加入につきましては、公共活動の推進に効果が発揮されるものでありまして、協働のまちづくりの更なる前進につながるものと考えているところであります。

したがって、村民の皆さんが安心して公共活動に取り組めるような保険加入について、先進事例の調査や取り扱い保険会社との調整などを進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1 番 赤津さん

前向きな検討をしてみたいということであります。

今すぐということではありませんが、是非このことについて検討し、今後、安心出来るまちづくりにしていただきたいと思っております。

これは関西だとか九州の方へ行くと随分やっております。ちなみに十勝管内では芽室町でやっております。そして 1 年間の掛金は 1,500 円程度です。是非、村民の皆さんが安心して協働のまちづくりをするのには行政の責任として加入をしていただいて皆が安心出来るボランティア活動をお願いしたいと思います。これは検討するという答弁をいただいておりますので是非、研究して加入して安心出来る支援対策をしていただきたいと思っております。

次に 3 点目であります。

今、道内の小学・中学の男女の体力が北海道にあっては位置づけ

議長
教育長

が大変下位になっております。色々と部門があるのですが、39 位から 40 位台のレベルであります。そのようなことで、道内の小・中学校では体力向上に向けた取り組みが随分広がっております。昔は都会の子どもの方が弱くて田舎の子どもの方が歩くし、色々な面で体力があったのですが、今は逆になって田舎の子どもは皆自動車どこへでも行くし、都会の子供は階段を上ったりで逆になっております。体力は都会の方があるというふうに言われております。始業前の運動時間を設ける学校だとか、運動不足の実態を調べるために歩数計を子どもに与えている自治体もあります。更にまたテレビゲームだとか色々なものの普及によって野外で遊ぶ子どもがほとんどいないというくらいになっております。体を動かす効果が求められているわけであります。

本村の生徒達は体力にあっては、どう認識、把握をし、何らかの対策を取っているのか、ご見解を求めたいと思います。

阿部教育長

赤津議員のご質問にお答えします。

村内の児童・生徒の体力向上についてのご質問であります。

お話のありました児童・生徒の体力の都道府県別順位につきましては、12 月に発表されました、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果のものと思われま。

22 年度のこの調査の結果でございますが、小学校 5 年生と中学校 2 年生がその実施の対象となっておりまして、体力の合計点という形ですけれども、今回は北海道が小学校 5 年男子が 41 位、女子が 42 位、中学校 2 年男子が 45 位、女子が最下位の 47 位という結果でございました。

この調査そのものは平成 20 年度に始まったものでございますが、平成 20 年度につきましては、3 月に入りましてからの実施の通知がございまして、教育課程編成に間に合わなかったことや、そのことによりまして文部科学省が参加がなくてもいいという通知を出したこともありまして、本村をはじめ多くの市町村、学校が不参加となったものです。

翌 21 年度につきましては、全国の全ての小中学校を対象にし、いわゆる悉皆で調査をされまして、本村の 3 校、小学校 2 校、中学校 1 校も参加をしまして、そのデータの提供を受けたところであります。

また、今年度につきましては、昨年度の政府の事業仕分けで、全国の 2 割程度で良いという判定をされたことによりまして、本道は実質 12% の参加ということで、更別村も参加出来なかったところで

あります。

本村が調査に参加をいたしまして、データの提供を受けました 21 年度の概要ですけれども、北海道は小 5 男子、女子ともに 46 位、中学校 2 年男子が 44 位、女子が 47 位という結果になっております。

いずれにしてもかなり低い方の位置にあったということでございます。

21 年度の更別村の概要ですけれども、小学校の 5 年男子は全国平均を 8 種目中 7 種目で超えております。小学校 5 年の女子は 8 種目全部で全国平均を超えております。中学校の 2 年男子は 8 種目中 4 種目、中学校 2 年女子は 7 種目が全国平均を超えておりまして、本村の児童・生徒の体力は、全国平均と比べてではあります、優れていると判断できるものと思っております。

なお種目によりましては、全国平均を 50 点とした場合に更別村の子供達の種目によりましては、50 のところを 65 でありますとか 70 とかなり高い部分もあります。

お話のように、最近の子どもは歩かないようになりましたでありますとか、屋外で遊ぶ子どもが減っているなど、そのことにつきまして、そのとおりの傾向も多いというふうに考えておりますが、更別村の児童・生徒につきましては、21 年度の小 5、中 2 のみならず、他の学年、年齢の子ども達につきましても、程度の差こそはありますけれども、ほとんどの項目で全国平均を超えており、通常の様子を見ておりまして、日常の授業やその活動が体力の向上につながっているものと考えており、決して低いレベルではないというふうに考えているものでございます。

参考までに、本村の小、中学校におきましては、少年団活動、部活動が非常に活発に行われております。体育関係の少年団、更別小学校では 86% の加入、上更小学校では 95% の加入、平均で 87% となります。

近年の調査ではありませんが、同じ傾向の近年の調査では管内で最高の加入率でございました。

中学校の部活動、体育関係では 95% となっております。ほとんどの子どもたちが、日常的に体力向上に参加をする状況ができているものと考えております。

毎日の授業終了後に、多くの児童・生徒が体育系の少年団や部活動に参加しており、その中にも多くの子供達が管内はもとより全道、全国で活躍し、そのことを喜び、やりがいとしながら優秀な成績を挙げていることは非常に喜ばしく思うところであります。

今後も、全ての事項の基礎となります体力の維持、向上を図るべ

く学校においては、効果的な授業の実践を進めるとともに、新たな学習指導要領、小学校は来年度から変わります。中学校は24年度からですけれども、保健体育の授業が小1から小4までは年間15時間、週2.6時間から3時間に増えます。中学校は全学年が同じように年15時間増えます。そういったこともありまして、そのような体育の授業の時間の確保のことで、基礎的なトレーニング的なこと、体力の増強に関することも含めて進めてまいりたいと思います。

更に少年団の活動や中学校の部活におきまして、多くの地域の皆様、保護者の皆様が積極的に協力をしている風土があります。そのことから家庭、保護者、地域の皆様のご理解をいただきながら、少年団活動や部活動を活性化させるとともに、そのような活動で優秀な成績を挙げて上部大会に参加する場合の派遣経費の助成もますます継続をしてまいりまして、小学校における少年団活動や中学校の部活動の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長
1 番 赤津議員

1 番 赤津さん

更別村は平均よりも優れているし、今の段階では心配ないということで答弁をいただいたので、安心しているわけですが、学力は素晴らしいこともわかります。体力の分野では部活動は技術的な面の分野であって体力はそれと違った分野の体の作り方というかそういう分野なのです。体格と体力は違います。体格は北海道が上位の方です。体力は落ちているのですが、体格は中学生の女子だと全国を上回って肥満の割合が全国平均を上回っているのが北海道なのです。ですから、そういった面では是非、基礎的な体力を作ることが原点なので、そのことについて強く思います。北海道ではそのことで10,000千円の予算がついている。だからその辺をどう活用するのか。今までは学校にお任せ的な分野があったのではないかと思います。ですから教育委員会だとか教員だとかでプロジェクトチームを作って体力の増強についてはそれらしきものを立ち上げて教育委員会でも論議をする必要があると思っています。特に指導主事が来ますから、学力向上と合わせて指導していただきたいと思っています。小さいことですが全てやらなくてもどれかの部門を毎日継続するような指導が必要ではないかなと思っています。

検討する値はあると思うので、プログラムを作って論議をするという決意があるのかなのか求めたいと思います。

議長
教 育 長

阿部教育長

お答えを申し上げます。

体格のお話もございました。

平成 21 年度の資料で体格についても調査がなされておりまして、ご指摘のように若干、肥満気味の子供達が平均的に全国に比べてわずかに多いという結果が出ておりますが、身長、体重、座高等も含めて体格は北海道の子どもはいいという結果が出ております。その折に運動習慣の調査というものも同時に行われておりまして、その中では中学校の 2 年生を参考にいたしますと、ほとんど毎日運動スポーツに携わるというのが女子では更別村が 100%、全国では 60%、北海道は 55%、男子では 95%と高い数字になっているところがあります。そういったことで、本当に子供達が日常的に好んで運動活動に励んでいるということがわかるかと思います。

もう 1 点、子供達が運動をすることを義務的に考えるのではなくて、好んで自分のためにどのようにするのか、自分の体をよく認識してということで、実は体力調査があたらないということもあるのですが、中学校におきましては同じ項目の新体力テストという項目があるのですが、これにつきましては全国の調査が該当してもしなくてもということで全学年に行っておりまして、それぞれの数値を自分で書き入れて管理をするということで毎年どれ位記録が伸びたかということをやっております。そういったこともとても重要なことだと思いますので今後、これを更に定着をさせていきたいと思えますことと、基礎的なことも十分必要ですので、色々な競技に対する礼儀のことも含めて今一度指導にあたっの留意していただきたい事項を含めて検討して学校、少年団、部活にお知らせをお願いをしてまいりたいと考えております。

議 長
1 番赤津議員

1 番 赤津さん

以上で 3 項目について、村長、教育長の真摯なご答弁をいただきまして、新しい村づくりに頑張ってください。

以上で終わります。

ありがとうございました。

議 長
2 番高橋議員

2 番 高橋さん

通告に従いまして 1 点につきまして、子宮頸がんなど三種ワクチンの接種状況と村の対応についてということで質問させていただきたいと思います。

村では子宮頸がん予防接種、村単独事業としての補正予算が 1,845 千円を計上し、対象は中学 1 年生から中学 3 年生までの女子として事業が始まっております。その後、平成 22 年 10 月には国での緊急経済総合対策として 3 種の予防接種を計上し、村でも子宮頸がんもヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種の三種予防接種

議 長
村 長

を交付金事業として見直し、平成 23 年 2 月より実施している状況であります。

しかし、子宮頸がんワクチンについては公費助成が始まった影響で需要が急増いたしまして今月に入り品薄状態となり、国では対応策として助成を受けるには 3 月末までに 1 回目の接種が必要となりますけれども、本来対象から外れる新年度から高校 2 年生も助成対象とする通知を出したということでもあります。

またヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについては実施開始より同時接種後、全国でありますけれども 5 例の死亡が確認されていることで今、現在国の指示が出されていない状況であります。

村の接種状況はどうなっているのか。

村の今後の対応のお考えを伺いたいと思います。

岡出村長

高橋議員の子宮頸がんなど三種ワクチンの接種状況と村の対応についてお答えを申し上げます。

まず 1 点目の接種状況であります。子宮頸がん予防ワクチンの接種につきましては、平成 22 年 10 月 1 日から村の独自事業として、中学 1 年生から中学 3 年生の女子を対象に接種費用の 3 回分、1 回 15,000 円ですが、この全額を公費助成することとし実施しております。

対象者は中学 1 年生 22 名、中学 2 年生 16 名、中学 3 年生 14 名の合計 52 名でありました。

実施にあたりましては、平成 22 年 9 月 17 日に生徒と保護者を対象に説明会を開き、また実施医療機関となる国保診療所の山田所長が子宮頸がんや予防接種について正しい知識などを説明し、接種率の向上を図ったところであります。

その後、平成 23 年 2 月から国の緊急総合経済対策の一環として、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が始まりまして、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の 3 種のワクチンについて、国との折半により全額公費助成することで実施となったところであります。

こうしたことから子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、対象が高校 1 年生、対象者が 22 名おりますけれども、ここまで拡大されて、合計 74 名となっております。

このうちワクチンを接種した対象者は、3 月 11 日現在、中学 1 年生 20 名、中学 2 年生 12 名、中学 3 年生 14 名、高校生 14 名の計 60 名、延べ接種回数 105 回で接種率は、81.08%となっているものであります。

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、生後 2 か月以上 5 歳未満の者が対象でありまして、3 月 11 日現在の対象者は

151名となっております。

ヒブワクチンの接種者は47名で、接種率は31.13%となっております。接種回数は1回目の接種を行った年齢によって異なりますけれども、1回目の接種を行った対象者が44名、2回目が3名、3回目が2名で延べ接種回数は49回となっております。

小児用肺炎球菌ワクチンの接種者は52名でありまして、接種率は34.44%となっております。接種回数はヒブワクチンと同様に1回目の接種を行った年齢によって異なりますけれども、1回目の接種を行った対象者が52名となっております。

接種の状況につきましては、このようになっております。

2点目の公費助成で需要が急増したことによるワクチン不足、またヒブワクチン等による死亡例が生じていることに対する村の対応がありますが、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、3月上旬からワクチンの供給不足などから接種の一時停止などの問題が発生しております。

新規接種を希望する方へのワクチンが納品されない状況となっておりますけれども、当初は十分な供給が確保されているとのことでございましたけれども、急速な需要の拡大に対応出来ず、供給不足と出荷の制限等を実施されているということでもあります。

安定的な供給が再開出来るのは7月以降という見込みであります。

このような状況から、国から当分の間、初回の接種者への接種を差し控え、既に接種を開始した者への2回目、3回目の接種を優先するよう連絡がございまして、村もそのように対応しているところでございます。

また、高校1年生の女子につきましては、平成23年3月末までに1回目の接種が出来なかった高校1年生が平成23年4月以降、高校2年生になるわけですが、その時に1回目の接種をした場合でありまして、当分の間、補助事業の対象にする予定である旨の通知がありましたことから、村におきましても同様の対策をとっていくこととしているところであります。

次に小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンを含む同時接種後の死亡報告と接種の一時見合わせについてであります。

平成23年3月5日付けで通知がありまして、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの同時接種後の死亡例が3月2日から4日にかけて、4例報告されたために因果関係の評価を実施するまでの間、接種を一時見合わせることにされたところであります。その後、3月5日に接種2日後に死亡したという死亡例が出てまいりまして、合計5例となったところであります。こうしたことから厚生労働省において

議長
2 番高橋議員

ワクチン接種との因果関係について検討されているということでございまして、結果が出るまで接種を見合わせるということになってございます。

このような状況から、3月5日以降、接種は行っていない現状にあります。

接種再開につきましては、厚労省から連絡があり次第再開することといたしているところであります。

村としては、今後も情報収集に努め、国の指導、指示に基づいて関係機関との連携を図りながら慎重に対応してまいりたいということで進めております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

2 番 高橋さん

ただ今のお答えの中で子宮頸がんの検診については 81.08%ということで、この接種は任意でありますので強制ではないですから、それに関しては何もありませんが、結論から言うとそれだけの申し込みしかなかったということです。

ヒブワクチンについては、小児用肺炎球菌につきましては、髄膜炎を発症して全国では 600 人中 30 人が死亡ということで、2%から 5%の死亡の確率があるということなのです。そんな中で村としてはヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種で髄膜炎にならない可能性が接種によってかなり効果があるということは認められております。そんな中で村ではどういうふうに任意で指導をどうしているのか。それと最悪の場合に死亡例が発生したらどういう処置をするのかということですが、5 例については心臓疾患があったとか、そういう状況の中での死亡が多かったということです。それから 3 月 8 日に国では専門家による会議をしたということですが、2 週間で結果は出るということですが、まだその結果は出ておりません。そんな中でヒブワクチンについてはどういう指導をするのかと、最悪の場合、村としてはどういう処置をするのかの 2 点について再度質問したいと思います。

議長
村 長

岡出村長

このヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの効果は十分認められているところでありまして、そういったことから私ども接種率を上げるように任意でありますけれども努めてきたわけであります。このようなワクチンの効果、接種について私どもも十分に個人通知をしてその中で取り組んできておりますので、受けないという方は致し方ないということでありまして。その中で事故が起きた場合にどうするのかということでございますが、これは予防接種法に基づく

議長
2 番高橋議員

その他の関係法令もございますけれども、それに基づいて対応していくしかないと思っていますところでもあります。これは完全な接種医療機関のミスということになりますと私どもの責任になってくるわけでございますけれども、原因の因果関係がはっきりしないものにつきましては法令に基づいて対応していく。そういうことに至らないために確認、問診として万が一のことがないよう実施にあたっては慎重にしていくなることが必要だろうと思っていますところでございます。

これ以上の答弁は思いつかないところであります。

2 番 高橋さん

接種患者予定については通知をして説明していることなので、する、しないは個人の判断なので、その辺は理解したいと思います。

先生が状況を判断するのが大変かなとは思いますが、そんな中で肺炎球菌ワクチンについては効果があるということなので先生も大変かと思っておりますけれども、よく説明してこれからの接種率を高めるために努力していただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長
議長

ここで昼食のため休憩いたします。(11 時 53 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分)

7 番 本多さん

7 番本多議員

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして私は 2 件について質問したいと思います。

初めに上更別の振興についてよろしくお願いいたします。

本村において更別村市街地活性化基本計画の実施計画に基づき、市街地の活性化に向けて進めており、上更別市街も一部を網羅された中で進められております。

更別村の人口は国勢調査においても増加をしておりますが、上更別全体ではここ数年の傾向を見ましても減少をしております。

実数で言いますと、平成 16 年では 576 名いたものが平成 22 年には 530 名ということで 46 名減少しております。

また小学校におきましても過去最低の児童数となっております。今後もこのような傾向が考えられます。

また民間企業による宅地分譲も継続されておりますが、販売が進んでいません。そういった中でも NPO で運営されている老人福祉施設も老朽化により改築の計画が予定されております。

また一方では上更別幼稚園舎も老朽化しております。

このような課題がある中で、上更別の市街は将来どうなっていくのだろうというふうに心配しているところでございます。

村として、上更別の将来像をはっきりと示すべきではないかと私は考えております。

村長の所見をお伺いいたします。

岡出村長

本多議員の上更別の振興についてに関するご質問の答弁をさせていただきます。

ご質問にありました上更別地区の現状であります。今回の国勢調査の速報値におきましては、更別村全体の人口が前回調査より 67 人が増加する中で、上更別地区の 6 行政区では人口が 524 人となっており、前回調査より 7 人減少しているところであります。

特に上更別市街地におきましては、人口が 94 人となっておりまして、17 人が減少しているところであります。

上更別幼稚園につきましては、年々園児が減少しており、施設も昭和 49 年建築で老朽化が著しく、建替えの検討が必要な時期に来ております。

また小学校の児童数におきましては、現在 21 人となっておりまして、年々減少しておりますものの、今後は若干の増加が見込まれるところであります。

こうしたことから、上更別地区におかれましては、平成 13 年 9 月に過疎化への危機感から地域住民の方、自らが市街地の活性化を目的とした、上更別を考える会を立ち上げ、花いっぱい運動、廃屋撤去などが進められてきておりましたが、地域住民の努力のみでは限界とのことから、平成 15 年 7 月に村に対して支援の要請がなされたところであります。

村では、この要請などをもとに上更別の振興策として賃貸住宅の建設、オークヴィレッジの宅地分譲、協働店舗ポピーマートの開設支援などを通じた市街地活性化に向けて対応を進めてきたところでありますが、地域内人口の減少や地理的な条件などから、計画どおりいかない現状にあります。

取り組みを進めてまいりましたオークヴィレッジの宅地分譲の不振並びに地域住民の方の運営協力により展開しておりますポピーマートの経営も厳しい状況が続いており、地域住民の心配も多いところであります。

こうした状況の中、今後の上更別の振興であります。これまでの地域の努力と協力により各種の地域振興策に取り組んできた経緯は村づくりを進める上で貴重なものであり、その努力を無にすることは出来ませんし、地域住民の方 524 人の方々の生活を守ることは、村としても重要な使命と考えているところであります。可能な範囲

において、活性化に向けた努力を続けたいと考えているところであり
ます。

その第一段として、地域の皆さんが出資設立した上更別唯一の店
舗を運営する一般社団法人オアシスの経営安定化が重要と考えてお
ります。

今後、新たなサービス事業の展開や各種公共施設の管理、高齢者
世帯の安否確認といった事業起しの検討をお互いに進めて経営の安
定化を図ってまいらなければならないと思っているところでありま
す。

またこうしたことが支援の検討を進めております、上更別市街地
のグループホームの建替えも可能となるものであると思います。こ
のグループホームも福祉機能の充実を図るため、現在の定員 9 名か
ら 18 名への拡充も検討しており、グループホーム整備に伴う相乗効
果により食料供給や施設と連携した福祉活動など、事業機会の拡大
も可能と考えられ、更にこうしたことがオークヴィレッジの販売促
進の一助にもつながるかと考えているところでもあります。

このような取り組みのみで上更別の振興を図れるものではありません
けれども、対策をしなければ幼稚園、小学校、郵便局などの存
続問題に発展することは必至であります。そのことが上更別地区へ
の影響に留まらず更別村の盛衰にも大きく影響すると思っております。

今後とも地域住民の皆さんとともに知恵を出し合い、対策を行う
とともに総合的に今後の方向性を出すためのプロジェクトの立ち上
げも必要と考えているところございまして、そういうことを進め
て方向性を出していきたいと思っているところでもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

小学校につきましても現在は 1 クラス 2 名の学級が 2 クラスあり
まして学校も統合でもしなければならぬのかなというような状況
でございますが、父兄のお話を聞いていると小規模校の利点を十分
理解して、父兄からはそういう要望はないようでございます。学校
については問題ないと思っているわけですが、ポピーマートにつ
きましては、村の支援をいただいて営業しているわけですが、年度末
になると運営資金が不足して住民の協力をいただいてお買い物券を
販売して何とかしのいでいるわけですが、人口が減っている中でま
すます厳しい状況になってくるなと思っております。村も助成をし
ていただいているから地域も頑張っていると思っているわけですが、
5 割以上は利用されていないという現状もあるわけですが、そ

議 長
村 長

ういったことも地域で何とかがんばらなければならないと思っているわけです。また店舗がなくなれば郵便局、ATM とかスタンドも撤去されるような状況になると思っておりますので、プロジェクトチームを作って方向を出していきたいというお話でございましたけれども、早急にそういったものを作って上更別の振興について検討していただきたいと思います。

岡出村長

これまでも上更別地区の方々は自らの地域を守ろうとして頑張っておられるところであります。その中でポピーマートの展開もあるわけですが、やはりこうした方々の努力というものが地域づくりの一助にもなっておりますので、私はやはりもう一度上更別全体のことを考えた中で村も教育委員会も入った中でプロジェクトを立ち上げて上更別の振興の方策を練りなおしていきたい、その中でポピーマートの運営についても、やはり事業を拡大しなければ現状の厳しい状況を脱することが出来ませんので、村も色々な提案をさせていただいて安定化に向けた取り組みをしていきたい、そして上更別の地域の福祉環境の整備ということもございますので、そういった安心して暮らせるような地域づくりを進めていきたいと思っております。

また私どもの考えの及ばないところ、また議員から色々な方策についてご提案いただければ幸いだと思っております。

よろしくお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

ご答弁ありがとうございます。

今後、色々と検討した中で知恵を出し合って頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

小地域ネットワーク事業についてということでお伺いいたします。

少子高齢化はどこの自治体も大きな課題となっておりますが、本村においても特に高齢化は深刻な問題となってきました。

高齢化率を見ましても平成 17 年の国勢調査では 21% だったものが現在では 26.4% まで上がり、超高齢化社会に進みつつあります。

こんな中で先日、一人暮らしの高齢者が亡くなられて数日後に発見された事例がありました。これは本人はもちろん地域にとっても大変悲しくつらいことです。

現在、更別村において地域みんなで支えあう地域福祉活動として小地域ネットワーク事業が行われておりますが、この事業の現状と

議
村

長
長

機能が果たされているのかお伺いいたします。

岡出村長

本多議員の小地域ネットワーク事業についてお答えを申し上げます。

まず、小地域ネットワーク事業の現状であります。小地域ネットワーク事業は、村社会福祉協議会の住民による地域福祉活動事業の一環として、平成 10 年度から各行政区の福祉員が中心となり安心して暮らせる地域となるように、地域住民相互の福祉援護活動を進めているものであります。

平成 10 年度から 12 年度までは、道社会福祉協議会の推進事業として指定を受け一部補助を受けて推進してきたところであります。

平成 13 年度以降につきましては、村社協の単独事業として推進しているものであります。

平成 21 年度は、小地域 23 地域において、平成 22 年度においては、小地域 21 地域において活動されております。

各小地域の取り組みにつきましては、福祉委員を通して、活動の基本、声かけをしていただくなど、地域住民、高齢者や障がい者とのコミュニケーションを図るとともに、安否確認をしたり、閉じこもりや孤立化のないよう、その防止として、社会参加を促すなど様々な活動をしております。

小地域の活動助成金といたしましては、村社会福祉協議会から均等割、年 12,000 円、戸数割として 1 戸あたり年額 300 円を助成されているということであります。

取り組みの主な事例でありますけれども、野遊会、訪問交流、新年会、慰安会、交流会、パークゴルフなど行われております。それから安否確認、声かけ、ふれあいチームの編成、除雪、花壇整備といった事例もあるところであります。

今後の課題と取り組みでありますけれども、更別村の全地域を目標として、平成 10 年に始まってございますけれども、平成 22 年度におきまして 3 地域が未実施地域でありまして、課題のひとつであります。

また、農村部においては産業形態が同じであることから、昔ながらの隣近所の助け合いが比較的出来ておりますけれども、市街地の小地域におきましては、近年家族や地域における支え合いの機能が弱体化、希薄化の傾向にございまして、問題となっているところであります。

小地域ネットワーク活動で求められる原点の声掛けといった見守り、訪問、ふれあいカードのあり方などを課題といたしまして、今

一度再検討をする必要があると考えているところであります。

事業主体である社会福祉協議会と協議検討しなければならないと思っておりますので、こういう問題の整理をしてまいりたいと思っております。

また、小地域ネットワーク活動は現在、社会福祉協議会が小地域に支援しての活動でありますけれども、今後は小地域の福祉委員をはじめ、民生委員、ボランティアと地域での活動協力者によるチームの形成も必要と思っております。

この度の一人暮らしの孤独死につきましては、役場とよく接触されている方にも関わらず、このようなことが起きてしまったことを重く受け止めているところであります。

75 歳以上の独居高齢者で日常的に把握できない方が村内には 20 名おられるわけであります。

包括支援センターと民生委員との連携を再構築して月 1 回以上の定期訪問、更には電話等による確認を必ず行うなどしてまいることとしております。

また緊急通報システムの整備、災害時要援護者の登録、救急医療情報カードの勧誘、登録等を更に図っていかねばならないと考えているところであります。

議員ご指摘の点につきましては、私も重要と考えておりますので鋭意進めてまいりたいと思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

75 歳以上の一人暮らしの老人は 20 戸だと伺っておりますが、シルバーハウスにおいてはボタンで緊急を知らせるシステムが出来ると思うのですが、村内全域をこういったシステムにすればそういったことも多分なくなるのではないかと思いますけれども、そういった考え方はないのでしょうか。

議 長
村 長

岡出村長

先程 20 戸と申し上げましたけれども日常的に安否確認が出来る世帯を除いて 20 戸あるということでございますので、その人方の安否確認と言いましょうか、日常的に確認出来る方法というのを取っていかねばならないと考えているところであります。緊急通報システムは先程、ご答弁申し上げましたけれども、これらの整備についても考えていかねばならないと思っております。

以上であります。

議 長
7 番本多議員

7 番 本多さん

この小地域ネットワーク事業というのは社会福祉協議会に委託さ

議長
6 番松橋議員

れた中での事業ということですが、こういった小さい村ですので村内中、皆が安心して暮らせるという意味でも村もこういった事業に対して指導していただいて機能を十分に発揮して欲しいと思うわけですが、今後ともそういったことで色々と検討をいただいて安心して暮らせる村にしてほしいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

6 番 松橋さん

今回は任期中最後の質問です。

農業、産業の 2 つが教育の生命の源であると、住民生活の根幹であると私自身そう考えております。今回は人づくり、教育について伺っていきたくて思っております。

村長は 22 年度は入学祝金ということで小中学生に祝い金、23 年度から中札内村との共同で指導主事の設置事業、継続では更別農業高等学校教育振興事業と教育には配慮された予算、そういう経験もあってなされているのだらうと理解はしています。

今回はもう一足突っ込んで欲しいと思ひまして、高等学校に進学する師弟に学費の助成についてということで、今回の国勢調査で村の人口は 2% の増加であります。だけど 10 年前も 3,300 人ですか、減らないということは素晴らしいことなので、村長の言葉にもありましたように 1 つにはコムニの里が建設され運営されていること、ニチロで本社が移転されて住民が増えたこと、そういうことは本当にうれしいことなのです。しかし、高齢者の増加、若者の流出は将来的に避けられない現実であると思っております。若者の定着には地元企業、農業も法人化されていくという気持ちも持っています。産業の活力が 1 番だと、その中で人づくり、人材の育成が急務、これは時間もかかりますし、もちろんお金もかかる話ですが、それで地元企業、これから増えるだろう農業法人等に 10 年以上勤務等していただいた場合は全額授業料、学費も全額の助成を考えてはどうかと、条件付きで学校へ行かせるのは非常に卑怯なやり方なのですが、農業は法人も入れて約 230 戸、過去 10 年間、後継者と言われた新規就農者もあるのですが、そうしますと平成 12 年から平成 22 年まで多い年が 11 人、平成 16 年、17 年、少なくとも 4 人ずつ、それで 10 年で 77 人。これは本人から申し出のあった数ですから足りない部分もあると思いますが、そうしますと 30 年で経営移譲ということで 8 人から 10 人いると十分なのです。

それで企業といいますか、商工会も過去 10 年間に 7 名後継者、そ

議
村

長
長

の他に新規で例えば勢雄のレストランとか床屋さんで入った人達が4件いますから、そうしますと店は今おそらくこれだと大分きついのかなと思っております。

それで1つには可能かどうか。1番求められる医者とか看護師とか介護士になって戻ってくるのがベストなのでしょうけれども、そこまでのことは考えていませんけれども、例えば農業法人に採用になりました、企業に入りましたという時に、そういうことでも援助してあげるのか、その辺の考えについて最初にお聞きしたいのですけれども。

これは教育にも関係ありますので、村長と教育長にお答えをいただきたいのですけれども。

岡出村長

松橋議員の高等学校以上に進学する子弟に学費の助成についてご質問いただきましたのでご答弁させていただきます。

ご質問の中に平成22年の国勢調査の速報値につきましては、同僚議員にもお答えを申し上げておりますので、省略をさせていただきますけれども、今後は全国的な人口減少や一極集中時代にあって、小規模町村における人口維持は厳しさを増すものでございまして、少子高齢化の進行を中心とした地域課題が益々深刻化するものと予測しているわけであります。

さて、本村の学費助成関連の制度につきましては、不足する保健師、看護師の確保を目的に、地元で5年間就業した場合に貸付資金の返還を免除する、看護職員養成修学資金貸付制度を昭和42年に制定しておりますけれども、利用実績は保健師の1名のみという現状にありました。

また、本村以外の学費支援制度につきましては、日本学生支援機構、北海道並びに管内市町村などにおいて、修学資金の貸付などが制度化されておりますけれども、その内容は主に経済的事情から修学が困難な方を支援する制度となっているところであります。

松橋議員のご提案にあります、高等学校以上に進学する子弟への学費助成につきましては、更別村で生まれ育った子供達が、希望する教育を安心して受けられるよう支援を進め、優秀な人材が修学後に住み慣れた地元の企業や農業などに就業出来る環境づくりをすることは、多くの方が望んでいるものと考えられまして、また定住化を通して地域活力を向上させる方策の一つと考えられるところであります。また大胆な発想の転換がなければ地域を活性化させることは出来ないとの議員の思いは私どもに伝わってくるものであります。

議長
6 番松橋議員

しかしながら、学費の助成につきましては他の機関の類似制度との関連、貸付対象者の範囲と貸付条件といった課題整理及び就業場の確保といった一体的な施策展開が必要となっておりま

す。定住化の促進は、地域振興の最重要課題の一つであります。現在、就業環境の改善を目的に地元更別農業高等学校の卒業者を始めとする新規高卒者を雇用する事業主に支援する、新卒者地元雇用支援事業や雇用機会の拡大などを目的といたしました、企業振興促進条例などの現行施策がございますけれども、今回提案のありました、学費助成制度の連携とその有効性などの調査、研究を進めまして、効果のある定住化施策を進めてまいらなければならないと思っているところであります。

鋭意、検討させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

6 番 松橋さん

十分なお答えをいただいたと思っております。

それで更別村企業振興促進条例と規則を改めて勉強してみました。

これが昭和 63 年に制定されていまして、20 何年経っていますが、それでニチロが本社を持ってきた昨年度、今年も計画されておりますけれども、一番気になったことはある程度大きな企業でなければ、対応出来ないと思います。それで新規の従業員 3 人以上とかありますが、雇う人を何人以上とか、条例は合わなくなれば改正すべきだと私は思っております。おそらくこの 20 年間でこの条例に該当した企業というのはなかなか難しいと思います。これから農業法人等が設立されますし、今回 TMR センターが稼動することになって、あれも株式会社ですから、どういう対応になるかはわかりませんが、あのようなところに就職される人だって従業員と思うのですけれども、極端な人数は控えますけれども見直すお考えはありませんか。

議長
村 長

岡出村長

今まで、更別村企業振興促進条例につきましては適用になったものは 1 社しかないということから、内容が新規の者が 5 名以上雇用しなければならない、また増設の場合は 3 名雇用しなければならないという状況の中で、果たしてこういうものが大きな企業以外に適用になるのかということを検討させていただいて、増設の場合は条例改正によって、今年度 2 名に引き下げさせていただいたところであります。そしてそれ以下の小さなものにつきましてはふるさと創生基金条例に基づく補助を創設して取り組んでいるわけでありま

議長
6 番松橋議員

でありますので、まず改正したということをご理解をお願いしたい
と思います。そして今後の検討はいかに活力ある挑戦的な展開のもの
に支援をしていくのかということになりますので、これらにつきましては
TMR センターの企業展開、それらを含めて支援のあり方については
現在鋭意検討させているところでありますので、これにつきましては
政策予算とも絡んでいきますので選挙後の政策に反映をして
いきたいと思っているところであります。

6 番 松橋さん

勉強不足で改正されたことを承知していなくて失礼しました。

おそらく将来的には農家法人もせいぜい出来上がっても 1 名か 2
名だと思うのです。それから商店を見ても 1 名から 2 名の新規採用
なので、該当するように私たちも勉強して条例の発言権があるので
すから、その辺も含めて、それに基金が多いとは言いませんけれど
も、村長もバランスが良いと言っていました、思い切り投資をして
ピーアールも必要ですし、本別町のある施設では授業料も食費も
入れて年間 60 万円で 10 年間営農すれば月々給料とかが出る。村も
そういう気持ちで貯金も大事ですが人に投資するというのを考えて
欲しいです。気持ちはわかります。

議長
村 長

岡出村長

先の赤津議員のお答えの中でも申し上げましたが、そういう挑戦
的な取り組みに対しては村の投資は惜しんではないということ
を申し上げております。そういうような気持ちでやっていきたいと
思いますが、バランスだとかあまりにもこれを変えたようでは困り
ますので、そういうものに配慮しながら挑戦的なものについてはど
しどし応援をさせていただきたいと思います。そのことがなければ
更別村の発展は望めないと考えてございますのでまた議員からこう
いう良い案があるときはどしどしおっしゃっていただいて、公約に
もしていただいてお互いに政策議論の中で良い政策が出来上がって
いければ良いなと思っているところであります。

今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。

議長
議長
議長
議長

これをもって、一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。(14 時 15 分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(14 時 30 分)

日程第 6、議案第 20 号、更別村定住自立圏形成協定の議決に関す
る条例制定の件を議題といたします。

本案について委員長の審査報告を求めます。

高橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

第1回定例会において、総務厚生常任委員会に付託された議案について、3月11日に、担当課長の出席を求めて審査を行いました。

その審査の結果について報告いたします。

議案第20号、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定の件は、十勝圏への人口定住を進める定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止を求める場合、国の定めにより議会の議決すべき事件とするものであり、本条例案を慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で審査の報告といたします。

議長

これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第20号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

おはかりいたします。

議案第20号に対する委員長報告は原案のとおり可決であります。

議案第20号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

議長

日程第7、議案第27号、区域外の公の施設の利用に関する協議の件を議題といたします。

本案について委員長の審査報告を求めます。

高橋総務厚生常任委員長

総務厚生常任委員長

第1回定例会において、総務厚生常任委員会に付託された議案について、3月11日に、担当課長の出席を求めて審査を行いました。

その審査の結果について報告いたします。

議案第27号、区域外の公の施設の利用に関する協議の件は、本村の児童・生徒が通所している大樹町南十勝こども発達支援センターの利用について協議するため、議会の議決を求めるものであり、本案を慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきも

		のと決定しました。
		以上で審査の報告といたします。
議	長	これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第 27 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。
		(ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 議案第 27 号に対する委員長報告は原案のとおり可決であります。 議案第 27 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 20 号、更別村定住自立圏形成協定の議決に関する条例制定の件は原案のとおり可決されました。
議	長	この際、日程第 8、議案第 34 号、平成 23 年度更別村一般会計予算の件から、日程第 13、議案第 39 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件を一括議題といたします。 本案について、委員長の審査報告を求めます。
		赤津予算審査特別委員長
予算審査特別委員長		予算審査特別委員会に付託された平成 23 年度更別村各会計予算について、3 月 14 日、16 日の 2 日間にわたり、理事者、代表監査委員、担当課長等の出席を求めて慎重に審査を行いました。 審査の結果、それぞれの予算は、厳しい財政事情の中での編成と受け止め、適正であると認めました。 そこで、執行にあたっては、審査の中で各委員から出された提言等を充分参酌の上で、これらの趣旨を生かされると共に、効率的な執行を図り、村政の推進に努力されるよう特に期待するものであります。
		予算審査にあたり、各委員のご協力、理事者、代表監査委員、各担当課長等の配慮に感謝を申し上げ、審査の報告を終わります。
議	長	これで、予算審査特別委員長からの報告を終わります。 これより質疑・討論並びに採決を行います。

		おはかりいたします。 議案第 34 号、平成 23 年度更別村一般会計予算の件から議案第 39 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件を一括して、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 34 号から議案第 39 号までの 6 件を、一括して質疑・討論・採決することに決定しました。 おはかりいたします。 予算審査特別委員会は、議長を除く全議員による委員会ですので、委員長の報告に対する質疑、討論は省略したいと思います。 また、本案 6 件を一括して採決いたしたいと思います。 このことに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案 6 件は、質疑、討論を省略し一括して採決することに決定しました。 これから議案第 34 号、平成 23 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 39 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件を一括して採決を行います。 議案第 34 号から議案第 39 号までの 6 件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決であります。 議案第 34 号から議案第 39 号までの 6 件については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第 34 号、平成 23 年度更別村一般会計予算の件から、議案第 39 号、平成 23 年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの 6 件については、委員長の報告のとおり可決されました。
議	長	日程第 15、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会から、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申し出があります。 おはかりいたします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

議

長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成23年第1回更別村議会定例会を閉会いたします。

(14時43分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 3 月 17 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 堂 場 聰 志